

お知らせ

2020年5月22日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請に係る 事前了解の受領について

当社は、本日、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請^{※1}について、宮城県および女川町、石巻市より、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第12条^{※2}」に基づく事前了解をいただきました。

女川原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請については、2019年7月26日、宮城県および女川町、石巻市へ同認可申請に関する事前協議を申し入れるとともに、同年7月29日に、申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。同認可申請書の内容については、原子力規制委員会による審議を経て、2020年3月18日に認可されております。

当社といたしましては、引き続き、廃止措置に向けた準備をしっかりと進め、準備ができ次第、具体的な作業に着手してまいります。

また、廃止措置は長期にわたることから、作業にあたっては、原子力規制委員会より認可された廃止措置計画（2020年3月18日認可）に基づき、安全確保を最優先に取り組むとともに、廃止措置の実施状況について、当社ホームページ等により地域の皆さまをはじめ、より多くの皆さまへの分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上

※1 プラントの解体工事を行うためには、原子炉等規制法に基づき、施設の解体方法、核燃料物質の管理・譲り渡し、廃棄物の管理・廃棄方法に関する事などについて記載した廃止措置計画を、あらかじめ原子力規制委員会に申請し、認可を受ける必要がある。

※2 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：当社）